

ホーム法務

Q & A

入院中の夫が突然亡くなりました。医師のミスが強く疑われるのですが、病院側は落ち度を認めません。医療過誤として病院を訴えるには、どのような手続きが必要でしょうか。

医療事故の訴訟では損害賠償を求めます。認められるためには、①病院(医師)に過失(注意義務違反)があったこと②その過失と結果(死亡や後遺症)との間に因果関係があること③損害が発生していること――



弁護士 志賀 剛一さん

の3要件すべてを満たさなければなりません。

裁判で病院に過失があったと主張するためには、どのような治療が患者に施されたのかを知る必要があります。そのために医師の診療記録(カルテ)の入手が不可欠です。

意外と知られていませんが、患者は病院にカルテの開示を求めることができます。一定の理由がない限り、病院は拒否できません。じっくり検討できるよう、通常はカルテのコピーを請求することになります。

カルテについて隠蔽や改

ざんの懸念があるときは「証拠保全」という方法があります。あらかじめ証拠調べをおこなければ裁判でその証拠を使うことが困難な場合に、裁判所が実施する手続きです。

患者や遺族が申し立てを

医療過誤の賠償請求

立証には高いハードル

して認められると、裁判官らが病院を訪ね、当該患者のカルテなどの提示を病院側に求めます。後日、裁判所を通じてカルテの写しが添付された「検証調書」を入手できます。

ここからが大変です。カ

ルテに書かれた内容から医師や病院の過失や結果との因果関係を明らかにしなければなりません。通常、患者や遺族、弁護士は医学に関する専門的な知見はありません。そのため訴訟には患者側に協力してくれる医師(協力医)が必要

です。協力医を見つけるのは難しいとされます。医師が患者側に有利な見解を述べてくれるとは限らないためです。協力医の知見を得て勝訴の見込みが立ち、ようやく訴訟を提起できます。

ただ、一般論として医療過誤訴訟事件で勝訴の判決を得るのは難しいと言わざるを得ません。最高裁判所の統計によれば、2018年の通常の民事事件の認容率、つまり原告が訴訟を提起して請求が認められる割合(一部認容も含む)は実質的に内容が争われた事件で約6割です。ところが医療過誤事件では認容率は2割弱にとどまります。

患者側に困難が多い医療過誤訴訟事件ですが、勝訴や和解で得られる損害賠償金が、患者本人や遺族に非常に大きな価値を持つことも事実です。病院側に強い不信感があるなら、医療過誤事件を取り扱う弁護士に相談してみてください。